

岩木小学校施設利用について

1 申請について

- (1) 申請書は利用希望の前の月初めに2部提出してください。
(例 4月の使用希望 → 3月月初め 提出)
- (2) 申請書はコピーをしてご利用ください。
(※ 学校ホームページからもダウンロードできます。)
- (3) 使用許可後に、都合により使用できなくなることがあります。予めご了承ください。

2 利用についてお願い

- (1) 使用後は原状復帰をお願いします。
- (2) 戸締りと消灯等の確認、施設使用報告書の記入をお願いします。
- (3) 駐車場の利用は、各団体10台以内とし、他の利用者や学校関係者の利用を妨げないようにしてください。
- (4) 駐車場は、南校舎西側と南側、体育館北側と体育館と校舎の間に限ります。体育館西側には駐車しないようお願いいたします。また、土曜授業やサタデークラブがある日は、下校する児童の安全に十分ご配慮ください。
- (5) 学校敷地内は全面禁煙です。校門付近での喫煙もご遠慮ください。
- (6) 使用時間、消灯時間を厳守してください。また、施設使用前後の大きな声での会話や、長時間にわたる立ち話をご遠慮ください。
- (7) 利用団体から他団体への無断貸し出しはしないでください。使用する団体は、必ず申請を行ってください。

※ 上記の事項が守られていない団体については貸し出しをしないこととします。

3 その他

- (1) 学校施設は、学校教育の為のものです。必ずしも利用団体の利用しやすい状態ではないことがあります。また、学校行事等の関係で、使用できない日や時間帯があります。
- (2) 営利目的の団体にはお貸しできません。
- (3) 体育館の鍵の貸し出しについて（令和5年より）
 - ・年間を通じて利用する団体には、体育館入口の鍵を管理責任者に貸し出します。
 - ・鍵の紛失、破損等があった場合は、速やかに学校までご連絡ください。
- (4) 学校施設使用時における事故の責任は、原則として使用者が負うものとします。
- (5) 使用者が、学校施設等を故意または過失によって滅失または損傷したときは、その損害を賠償しなければなりません。